

指定緊急避難場所および避難所一覧表

日頃から、自宅や勤務先付近の避難場所や避難所を確認しておくとともに、いざという時の避難経路を決め、実際に歩いてみましょう。

場所は「熊本県・市町村共同行政情報インターネット地図公開システム」に公開しています。このサイトは、町ホームページからもアクセスできます。

●指定緊急避難場所

指定緊急避難場所＝災害が発生する恐れがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。【15カ所】

地区	施設名称	所在地	電話番号
南関地区	南関町役場	関町1316番地	53-1111
	南関町公民館	関町1324番地	53-0007
	南の関うから館	関町1230番地	69-6200
	南関第一小学校	関町188番地	53-0009
	B&G海洋センター	関東934番地2	53-1133
賢木地区	ふれあい広場	高久野585番地	53-3390
	南関第二小学校	高久野754番地	53-0412
大原地区	農業就業改善センター	小原1847番地	53-0403
	南関中学校	小原2121番地1	53-0005
	交流センター	小原1408番地	53-2007
	南関第三小学校	相谷1800番地	53-0101
坂下・四ツ原地区	南集会所（旧第四保育園）	上坂下77番地	
	南関第四小学校	上坂下3528番地	53-9204
	南町民センター	下坂下160番地3	53-9543
	四ツ原集会所	四ツ原1116番地1	

●自主避難所

自主避難所＝町が発令する避難勧告、避難指示前に、自己の判断で自主的に一時的な避難するための避難所です。

【4カ所】南関町役場、ふれあい広場、交流センター、南町民センター

※自主避難に必要な食事や飲料水などは各自で持参してください。

●指定避難所

指定避難所＝災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設などです。

【4カ所】南関第一小学校、南関第二小学校、南関中学校、南関第四小学校

●福祉避難所

福祉避難所＝指定避難所などでの生活が困難で介護や福祉的な配慮を必要とする人が、安心して避難生活を送れるように指定避難所とは別に開設される避難所です。福祉避難所は、避難生活の長期化が予見される場合、受入体制を整えた後に開設します。

【5カ所】交流センター、慈幸苑、南関の里、谷崎デイサービスセンター、うすま苑

問 総務課総務係 ☎57-8500

秋の全国交通安全運動

●期間 9月21日(水)～30日(金)

※30日は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」です。

●運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

●運動の重点

(1)夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)

(2)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(3)飲酒運転の根絶

問 熊本県交通安全推進連盟(県庁くらしの安全推進課内) ☎096-333-2293

第7回交通安全の集い

秋の全国交通安全運動を盛り上げ、地域の交通安全意識の啓発を図るため開催します。

●とき 9月22日(木)午前9時～正午

●ところ 玉名市民会館(入場料無料)

●内容

【会場内】 シンガーソングライター進藤久明さんが応援歌「あなたへ」を歌う、玉名警察署管内1市3町の住民によるアトラクション、交通安全宣言など

【会場外】 パトカーや白バイの展示、うまか市場「各種屋台10店舗」、体験コーナー

問 玉名地区交通安全の集い実行委員会 ☎74-2191

平成29年版 県民手帳 予約受付中

1冊 450円
申込締切 9月30日(金)

2017(平成29)年版の県民手帳の予約を9月30日(金)まで総務課で受け付けています。

この手帳は、コンパクトに書ける予定表のほか、県の情報や年号・西暦・年齢早見表などのミニ知識を掲載しています。

予約申込は、区に加入している人は各区長さんを通じて、区に加入していない人は直接総務課総務係にご連絡ください。

手帳は12月頃に代金と引き換えにお渡しします。

問 総務課総務係 ☎57-8500



▲手帳のデザインは未定のため、掲載のものと異なることがあります(画像は平成28年版)

ファミリー・サポート・センターの依頼会員、協力会員募集! 平成29年1月(予定)からの事業開始に向けて事前登録を行います

ファミリー・サポート・センターとは子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と、子育てをお手伝いできる人(協力会員)からなる会員組織です。

地域で安心して子育てができるように応援します。そこで依頼会員・協力会員の募集(事前登録)を行います。

活動内容は保育施設などへの送迎や帰宅後の預かり、小学校の授業開始前や放課後の預かり、外出時の預かりなどです。

※依頼会員が利用するためには事前の登録が必要で、受け入れ態勢が整ってからの活動スタートになります。登録や利用の仕方など詳しくは下記までお尋ねください。

問 南関町社会福祉協議会 ☎69-9020